

議案第14号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月26日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「する正規の勤務時間」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の同号に規定する勤務時間」を加え、「、初任給調整手当」及び「、宿日直手当」を削る。

第3条第1項第2号中「業務職給料表」を「教育職・保育職給料表」に改める。

第7条第4項中「差し引いた日数」の次に「(フルタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める日数)」を加える。

第8条を次のように改める。

(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)

第8条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与については、この条例に規定する給与の額との権衡並びに職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、別に条例で定める。

第8条の2を削り、第8条の3を第8条の2とする。

第13条中「職員が」を「職員(フルタイム会計年度任用職員を除く。以下この条、次条第1項から第5項まで及び第15条第1項において同じ。)が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当た

りの給与額を減額して給与を支給する。

第14条に次の1項を加える。

- 7 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、第1項、第3項及び第4項の規定の例により支給する。

第15条に次の1項を加える。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、前項の規定の例により支給する。

第18条第2項を削る。

第18条の3及び第19条を削る。

第19条の2第1項及び第2項中「第18条の2」を「前条」に改め、同条を第19条とする。

第20条第5項中「及び業務職給料表」を削り、「3級」を「4級」に改める。

第21条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、「期間」の次に「(規則で定める職員にあつては、規則で定める期間)」を加え、「1箇月」を「1か月」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(特定の職員についての適用除外)

第22条の2 第14条から第16条までの規定は、第18条の2に規定する職員には適用しない。

- 2 第9条から第10条の2までの規定は、再任用職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

- 3 第4条第5項から第10項まで、第9条から第10条の2まで、第18条の2、第19条、第21条及び前条の規定は、フルタイム会計年度任用

職員には適用しない。

第23条に次の1項を加える。

- 8 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされたフルタイム会計年度任用職員には、その休職の期間中、給与を支給しない。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

教育職・保育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	157,700	208,000	253,400
	2	158,900	209,700	255,000
	3	160,100	211,500	256,400
	4	161,300	213,200	258,000
	5	162,300	214,900	259,000
	6	163,800	216,700	260,300
	7	165,200	218,500	261,700
	8	166,600	220,200	263,100
	9	167,900	221,900	264,300
	10	169,300	223,400	265,800
	11	170,700	224,800	267,100
	12	172,200	226,200	268,200
	13	173,700	227,600	269,500
	14	175,200	229,200	271,000
	15	176,700	230,800	272,700
	16	178,100	232,400	274,400
	17	179,700	233,800	276,000
	18	181,500	235,400	277,900
	19	183,200	236,900	279,700
	20	184,900	238,400	281,300
	21	186,400	239,400	282,900
	22	188,000	240,900	284,700
	23	189,700	242,200	286,300
	24	191,300	243,600	288,000
	25	192,900	245,000	289,900
	26	194,600	246,700	291,600
	27	196,400	248,200	293,400
	28	198,100	249,900	295,200
	29	199,900	251,300	296,400
	30	201,400	252,600	298,100
	31	202,900	253,900	299,800
	32	204,300	255,300	301,400
	33	205,600	256,600	302,900
	34	206,900	257,900	304,500
	35	208,200	259,200	306,000
	36	209,400	260,400	307,600
	37	210,600	261,800	309,100
	38	212,000	263,200	310,600
	39	213,400	264,800	312,000
	40	214,800	266,300	313,600
	41	215,800	267,700	314,900
	42	217,000	269,300	316,500
	43	218,100	270,900	318,000

	44	219,300	272,400	319,500
	45	220,200	274,100	320,500
	46	221,300	275,700	321,700
	47	222,200	277,300	322,900
	48	223,200	278,900	324,100
	49	224,000	280,400	325,100
	50	225,100	282,000	326,100
	51	226,200	283,600	327,000
	52	227,000	285,100	328,000
	53	227,500	286,400	328,900
	54	228,600	287,900	329,600
	55	229,300	289,300	330,400
	56	230,200	290,800	331,200
	57	231,000	292,200	331,800
	58	231,900	293,600	332,300
	59	232,700	295,100	332,900
	60	233,600	296,600	333,400
	61	234,600	297,700	333,900
	62	235,400	299,200	334,100
	63	236,300	300,400	334,700
	64	237,100	301,900	335,300
	65	238,000	303,000	335,600
	66	239,000	304,300	336,100
	67	240,200	305,400	336,600
	68	241,200	306,700	337,100
	69	242,200	307,400	337,600
	70	243,300	308,500	338,100
	71	244,400	309,700	338,500
	72	245,300	310,900	339,000
	73	246,000	312,200	339,200
	74	247,100	312,900	339,700
再任用	75	248,200	313,600	340,200
職員及	76	249,200	314,200	340,700
び任期	77	250,000	315,000	341,000
付職員	78	251,000	315,700	341,400
以外の	79	252,000	316,400	341,900
職員	80	253,000	317,100	342,300
	81	253,900	317,400	342,500
	82	254,600	317,700	342,800
	83	255,600	318,300	343,300
	84	256,600	318,600	343,700
	85	257,200	319,000	344,000
	86	258,000	319,300	344,300
	87	258,700	319,700	344,800
	88	259,600	320,000	345,200
	89	260,200	320,500	345,500
	90	261,000	320,900	345,900

91	261,800	321,200	346,300
92	262,600	321,500	346,500
93	263,000	322,000	346,800
94	263,700	322,400	
95	264,200	322,600	
96	264,900	323,000	
97	265,600	323,400	
98	266,300	323,800	
99	267,000	324,200	
100	267,700	324,600	
101	268,200	324,800	
102	268,700	325,100	
103	269,100	325,400	
104	269,600	325,700	
105	269,800	326,100	
106	270,000	326,300	
107	270,300	326,600	
108	270,600	327,000	
109	271,000	327,400	
110	271,300	327,700	
111	271,700	328,100	
112	272,000	328,400	
113	272,300	328,700	
114	272,600	329,100	
115	272,900	329,400	
116	273,300	329,600	
117	273,600	329,800	
118	273,900	330,100	
119	274,300	330,500	
120	274,700	330,900	
121	274,900	331,100	
122	275,100		
123	275,500		
124	275,800		
125	276,000		
126	276,300		
127	276,700		
128	277,100		
129	277,300		
130	277,700		
131	278,100		
132	278,400		
133	278,600		
134	278,900		
135	279,300		
136	279,600		
137	279,800		

138	280,100		
139	280,400		
140	280,700		
141	280,900		
142	281,100		
143	281,300		
144	281,600		
145	282,000		
146	282,200		
147	282,500		
148	282,800		
149	283,100		
150	283,300		
151	283,600		
152	283,800		
153	284,100		
再任用職員	201,500	241,000	255,300
任期付職員	176,700	200,600	243,800

備考 この表は、保育士、栄養士、幼稚園教諭若しくは養護教諭の業務に従事する職員又はフルタイム会計年度任用職員であって、市長が規則で定める者に適用する。

別表第3ア 行政職給料表級別基準職務表1級の項中「定める職務」の次に「又はフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職務に限る。）が行う職務」を加え、同表イを次のように改める。

イ 教育職・保育職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
3級	1 主任保育士の職務 2 主任栄養士の職務 3 主任幼稚園教諭の職務 4 主任養護教諭の職務
2級	高度の技能又は経験を必要とする保育士、栄養士、幼稚園教諭又は養護教諭の職務
1級	保育士、栄養士、幼稚園教諭若しくは養護教諭の職務又はフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職務に限る。）が行う職務

別表第5を次のように改める。

別表第5（第12条関係）

種類	支給額	支給対象
税務特殊手当	日額 400円以内	市税又は保険税の滞納整理等に出張して従事したとき。
福祉業務手当	日額 600円以内	生活保護業務、児童虐待等防止業務又は障害者支援業務において、出張して、調査、指導又は相談に従事したとき。
防疫作業手当	日額 600円以内	感染症又は家畜伝染病の防疫作業に従事したとき。
清掃作業手当	日額 600円以内	じん芥若しくは汚物の収集運搬又は終末処理等の清掃作業に従事したとき。
土地買収交渉等手当	日額 400円以内	土地買収交渉等のため出張して従事したとき。
建築確認業務手当	日額 300円以内	建築確認業務に従事する建築主事
災害出動手当	日額 1,000円	災害対策本部が設置された場合

	以内	に、動員命令を受けて現場作業等に従事する職員
--	----	------------------------

別表第6中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業」に改める。

(佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成20年佐倉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、第8条の2」を削り、同条第2項中「第18条の3、第19条の2第1項」を「第19条第1項」に、「並びに第20条第2項」を「、第20条第2項並びに第22条の2」に、「第18条の3第1項中「前条に規定する職員」並びに給与条例第19条の2第1項」を「第19条第1項」に、「第18条の2」を「前条」に改め、「ある職員」の次に「並びに給与条例第22条の2第1項中「第18条の2に規定する職員」」を加える。

第10条中「から第5条まで」を「、第4条」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐倉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「地方公務員」の次に「、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」を加える。

第20条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第20条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、市長が規則で定める。

(佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 佐倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「育児休業をしている」の次に「給与条例の適用を受ける」を加え、「6箇月」を「6か月」に改め、「職員には」の次に「、給与条例の規定に基づき」を加え、同条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、「6箇月」を「6か月」に改め、同条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和 年佐倉市条例第 号) 第6条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている同条例の適用を受ける職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、同条例の規定に基づき、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条の表中

「

第18条の3 第2項	第8条の2 及び第9条 から第10 条の2まで	第9条、第10条、第10条の2
	再任用職員 及び任期付 職員条例第	短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により

	4条の規定により採用された職員	採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。）
--	-----------------	--------------------------

」を

「

第22条の2 第2項	再任用職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員	短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。）
---------------	--------------------------------	---

」に

改める。

（佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企業職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を含む。）」を加え、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「同法」に改め、「もの（）」の次に「第19条を除き、」を加え、同条第4項中「、初任給調整手当」を削る。

第5条を削り、第5条の2を第5条とする。

第18条の2中「第5条、」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第4条、第6条、第6条の2、第12条、第14条及び第14条の2の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

第19条を第20条とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与）

第19条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与は、この条例に規定する給与の額との権衡並びに職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和 年佐倉市条例第 号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、次の各号に掲げるものの切替日における職務の級及び号給（以下「新号給」という。）は、当該各号に定めるところによる。

（1）切替日の前日において一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において第1条の規定による改正後の給与条例別表第2の教育職・保育職給料表の適用を受けることとなるもの 切替日の前日における職務の級及び号給に対応する附則別表の切替日における教育職・保育職給料表の職務の級及び号給欄に定める職務の級及び号給（給与条例第4条の2の規定の適用を受ける職員（以下「再任用職員等」という。）にあつては、切替日の前日における職務の級と同一の職務の級）

（2）切替日の前日において第1条の規定による改正前の給与条例別表第2の業務職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けることとなるもの 切替日の前日における職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給（再任用職員等にあつては、切替日の前日における職務の級と同一の職務の級）

- 3 前項の規定により新号給を決定される職員（同項第2号に掲げる職員を除く。以下同じ。）のうち、切替日に職務の級又は号給を異にする異動（同項の規定による職務の級又は号給の異動を除く。）をすることとなる職員の切替日における号給については、その者が切替日において引き続き給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けて職務の級又は号給を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 附則第2項の規定により新号給を決定される職員のうち、その者の受けることとなる給料月額（以下「新給料月額」という。）が、その者が切替日において引き続き給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けたものとした場合における切替日の給料月額（以下「基準給料月額」という。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、新給料月額のほか、基準給料月額と新給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日以降に新たに職員となる者で第1条の規定による改正後の給与条例別表第2の教育職・保育職給料表の適用を受けることとなるもののうち、任用の事情等を考慮して、附則第2項の規定により新号給を決定される職員との権衡上必要と認められるものの給料月額については、その権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるところによる。

附則別表

切替日の	切替日の前日における行政職給料表の職務の級
------	-----------------------

前日における行政職給料表の号給	1級		2級		3級	
	切替日における教育職・保育職給料表の職務の級及び号給					
1	1級	1号給	2級	1号給	3級	2 1号給
2	1級	1号給	2級	2号給	3級	2 2号給
3	1級	1号給	2級	3号給	3級	2 3号給
4	1級	1号給	2級	4号給	3級	2 4号給
5	1級	1号給	2級	5号給	3級	2 5号給
6	1級	2号給	2級	6号給	3級	2 6号給
7	1級	3号給	2級	7号給	3級	2 7号給
8	1級	4号給	2級	8号給	3級	2 8号給
9	1級	5号給	2級	9号給	3級	2 9号給
10	1級	6号給	2級	10号給	3級	3 0号給
11	1級	7号給	2級	11号給	3級	3 1号給
12	1級	8号給	2級	12号給	3級	3 2号給
13	1級	9号給	2級	13号給	3級	3 3号給
14	1級	10号給	2級	14号給	3級	3 4号給
15	1級	11号給	2級	15号給	3級	3 5号給
16	1級	12号給	2級	16号給	3級	3 6号給
17	1級	13号給	2級	17号給	3級	3 7号給
18	1級	14号給	2級	18号給	3級	3 8号給
19	1級	15号給	2級	19号給	3級	3 9号給
20	1級	16号給	2級	20号給	3級	4 0号給
21	1級	17号給	2級	21号給	3級	4 1号給
22	1級	18号給	2級	22号給	3級	4 2号給
23	1級	19号給	2級	23号給	3級	4 3号給
24	1級	20号給	2級	24号給	3級	4 4号給
25	1級	21号給	2級	25号給	3級	4 5号給
26	1級	22号給	2級	26号給	3級	4 6号給
27	1級	23号給	2級	27号給	3級	4 7号給
28	1級	24号給	2級	28号給	3級	4 8号給
29	1級	25号給	2級	29号給	3級	4 9号給
30	1級	26号給	2級	30号給	3級	5 0号給
31	1級	27号給	2級	31号給	3級	5 1号給

3 2	1 級	2 8 号給	2 級	3 2 号給	3 級	5 2 号給
3 3	1 級	2 9 号給	2 級	3 3 号給	3 級	5 3 号給
3 4	1 級	3 0 号給	2 級	3 4 号給	3 級	5 4 号給
3 5	1 級	3 1 号給	2 級	3 5 号給	3 級	5 5 号給
3 6	1 級	3 2 号給	2 級	3 6 号給	3 級	5 6 号給
3 7	1 級	3 3 号給	2 級	3 7 号給	3 級	5 7 号給
3 8	1 級	3 4 号給	2 級	3 8 号給	3 級	5 8 号給
3 9	1 級	3 6 号給	2 級	3 9 号給	3 級	5 9 号給
4 0	1 級	3 7 号給	2 級	4 0 号給	3 級	6 0 号給
4 1	1 級	3 8 号給	2 級	4 1 号給	3 級	6 1 号給
4 2	1 級	4 0 号給	2 級	4 2 号給	3 級	6 2 号給
4 3	1 級	4 1 号給	2 級	4 3 号給	3 級	6 3 号給
4 4	1 級	4 3 号給	2 級	4 4 号給	3 級	6 4 号給
4 5	1 級	4 4 号給	2 級	4 5 号給	3 級	6 5 号給
4 6	1 級	4 6 号給	2 級	4 6 号給	3 級	6 6 号給
4 7	1 級	4 7 号給	2 級	4 7 号給	3 級	6 7 号給
4 8	1 級	4 9 号給	2 級	4 8 号給	3 級	6 8 号給
4 9	1 級	5 1 号給	2 級	4 9 号給	3 級	6 9 号給
5 0	1 級	5 3 号給	2 級	5 0 号給	3 級	7 0 号給
5 1	1 級	5 5 号給	2 級	5 1 号給	3 級	7 1 号給
5 2	1 級	5 7 号給	2 級	5 2 号給	3 級	7 2 号給
5 3	1 級	5 9 号給	2 級	5 3 号給	3 級	7 3 号給
5 4	1 級	6 1 号給	2 級	5 5 号給	3 級	7 4 号給
5 5	1 級	6 2 号給	2 級	5 6 号給	3 級	7 5 号給
5 6	1 級	6 4 号給	2 級	5 7 号給	3 級	7 6 号給
5 7	1 級	6 5 号給	2 級	5 8 号給	3 級	7 7 号給
5 8	1 級	6 7 号給	2 級	5 9 号給	3 級	7 8 号給
5 9	1 級	6 8 号給	2 級	6 0 号給	3 級	7 9 号給
6 0	1 級	6 9 号給	2 級	6 2 号給	3 級	8 0 号給
6 1	1 級	7 1 号給	2 級	6 3 号給	3 級	8 1 号給
6 2	1 級	7 2 号給	2 級	6 4 号給	3 級	8 2 号給
6 3	1 級	7 3 号給	2 級	6 6 号給	3 級	8 3 号給
6 4	1 級	7 4 号給	2 級	6 7 号給	3 級	8 4 号給
6 5	1 級	7 5 号給	2 級	6 8 号給	3 級	8 5 号給
6 6	1 級	7 7 号給	2 級	7 0 号給	3 級	8 6 号給

67	1級	78号給	2級	71号給	3級	87号給
68	1級	79号給	2級	73号給	3級	88号給
69	1級	80号給	2級	74号給	3級	89号給
70	1級	82号給	2級	76号給	3級	90号給
71	1級	83号給	2級	78号給	3級	91号給
72	1級	85号給	2級	80号給	3級	92号給
73	1級	87号給	2級	83号給	3級	93号給
74	1級	89号給	2級	88号給	3級	93号給
75	1級	91号給	2級	92号給	3級	93号給
76	1級	92号給	2級	96号給	3級	93号給
77	1級	94号給	2級	100号給	3級	93号給
78	1級	96号給	2級	104号給	3級	93号給
79	1級	98号給	2級	108号給	3級	93号給
80	1級	100号給	2級	112号給	3級	93号給
81	1級	102号給	2級	114号給	3級	93号給
82	1級	105号給	2級	117号給	3級	93号給
83	1級	110号給	2級	119号給	3級	93号給
84	1級	114号給	2級	121号給	3級	93号給
85	1級	117号給	2級	121号給	3級	93号給
86	1級	120号給	2級	121号給	3級	93号給
87	1級	124号給	2級	121号給	3級	93号給
88	1級	128号給	2級	121号給	3級	93号給
89	1級	131号給	2級	121号給	3級	93号給
90	1級	135号給	2級	121号給	3級	93号給
91	1級	138号給	2級	121号給	3級	93号給
92	1級	142号給	2級	121号給	3級	93号給
93	1級	146号給	2級	121号給	3級	93号給
94	1級	149号給	2級	121号給	3級	93号給
95	1級	153号給	2級	121号給	3級	93号給
96	1級	153号給	2級	121号給	3級	93号給
97	1級	153号給	2級	121号給	3級	93号給
98	1級	153号給	2級	121号給		
99	1級	153号給	2級	121号給		
100	1級	153号給	2級	121号給		
101	1級	153号給	2級	121号給		

1 0 2	1 級	1 5 3 号給
1 0 3	1 級	1 5 3 号給
1 0 4	1 級	1 5 3 号給
1 0 5	1 級	1 5 3 号給